

## 緑の少年団活動支援事業実施要領

### 1 事業の目的

次代を担う緑の少年団が、森林をはじめとする緑に親しみ、守り、育てる活動を通じて心豊かに育つことを支援するためこの事業を実施する。

### 2 事業の内容および助成率

	事業名	事業主体	事業内容	助成率・助成金	提出様式	提出先
随 時 申 請  (事業実施前までに申請)	(1) 団服整備事業	緑の少年団	緑の少年団の団服の整備に必要な経費の助成	新設団 10/10 既設団 5/10	(1) (2) (4) (6)	(別表4)参照
	(2) 団旗新調事業	緑の少年団	緑の少年団の団旗の新調に必要な経費の助成	新設団 10/10 既設団 5/10 但し上限5万円		
	(3) 交流会参加促進事業	各地区緑化推進協議会	キャンプ活動など緑の少年団の交流会に必要な経費の助成	20,000 円/回 但し 1 団につき年 1 回		
	(4) 交通費助成事業	緑の少年団	かごしまみどりの基金が主催するイベントの参加に必要な交通費の助成 (みどりの感謝祭、九州森林の日植樹祭等)	1 回につき 50,000 円以内 ※別表 1 参照		
離島の緑の少年団が、活動発表大会に参加する場合に必要な交通費の助成 (引率 1 人を含む)			種子島等 100,000 円以内 大島等 200,000 円以内			
3 月 末 日 ま で に 報 告	(5) 実践活動促進事業	緑の少年団	実践活動の内容 ①森林の働きなどの学習 ②樹木の植栽、管理などの活動 ③森林でのキャンプやレクリエーション活動 ④木工や木の実の工作など ⑤花壇づくりなどの緑化活動 ⑥緑の募金活動 ⑦その他	予算の範囲内で別に定める。	(7)	緑の少年団県連盟

### 3 事業実施主体

この事業は、緑の少年団鹿児島県連盟(以下「県連盟」という)が実施するものとし、これに必要な経費は、公益財団法人かごしまみどりの基金(以下「基金」という)が負担するものとする。

### 4 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、助成金交付申請書

(様式 1)に計画書(様式 2)およびその他必要な書類を添付し、各地区緑化推進協議会等を経由して県連盟に提出する。

## 5 助成金交付決定

理事長は申請者から申請があった時は、内容審査のうえ助成金交付決定通知書(様式 3)により通知する。

## 6 事業実施報告

① (1)～(4)の事業については、申請者は事業が完了したときは、事業実施報告書(様式 4)に実績書、収支決算書およびその他必要な書類を添付し、各地区緑化推進協議会等を経由して県連盟に提出する。

② (5) 実践活動促進事業については、毎年 3 月末日までに活動実績報告書(様式 7)を地区協議会の指導を受けて県連盟に提出するものとし、これをもって助成金交付申請および事業実施報告とする。

## 7 助成金の交付確定

本部長は提出された事業実施報告書の内容を審査し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式 5)により通知する。

## 8 請求書の提出

助成金交付確定通知書を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式 6)を県連盟に速やかに提出する。

## 9 助成金の支出

助成金交付請求書を受理した県連盟は、速やかに助成金を交付するものとする。

## 10 事業報告書の提出

県連盟は、事業終了後、速やかに各団体の活動実績をとりまとめ、緑の少年団支援事業実績報告書(様式 9)により基金に提出するものとする。

## 11 助成金の返還

助成金を受けた申請者が、助成金交付申請等に際して、内容等に虚偽または不実の記載があった場合は、助成金の返還を命ずるものとする。

附則 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。

\*参考 自家用車を使用する場合の交通費積算

[公益財団法人かごしまみどりの基金旅費規定]

第9条 基金及び関連団体が主催するイベント等において、主催者が出席を依頼する者が車両を利用する場合は、別表の車両借上料を支給するものとする。ただし、1団体から複数以上の参加者のある場合は、参加者数を4で除した数とし、端数が生じた場合は切り上げた数を車両借上台数とする。

(別表1) 片道1台当たりの交通費

距離	交通費
～10km未満	500円
10km～25km未満	1,000円
25km～50km未満	1,500円
50km～	2,000円